

○福岡県警察鑑識技能検定実施要綱の制定について（通達）

平成26年5月20日

福岡県警察本部内訓第23号

本部長

この度、福岡県警察鑑識技能検定実施要綱を下記のとおり制定し、6月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

なお、この内訓の施行の際現に鑑識技能検定に関する訓令施行細則（平成23年福岡県警察本部訓令第14号。以下「旧訓令」という。）に基づく技能検定に合格している者は、それぞれこの内訓に基づく技能検定の合格者とみなす。

また、この内訓の施行前に作成した旧訓令の規定による様式で現に使用しているものは、それぞれこの内訓の相当規定により作成した様式とみなす。

記

1 趣旨

この内訓は、鑑識技能検定に関する訓令（平成26年警察庁訓令第2号。以下「警察庁訓令」という。）第6条の規定に基づき、福岡県警察における犯罪鑑識についての技能の検定（以下「技能検定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 技能検定の実施等

(1) 刑事部長は、技能検定を実施し、当該技能検定の合格者を決定するものとする。

(2) 技能検定は、次に掲げる技能検定の区分ごとに、年1回以上実施するものとする。

ア 初級鑑識技能検定（以下「初級検定」という。）

イ 科目別上級鑑識技能検定（指掌紋）

ウ 科目別上級鑑識技能検定（足痕跡）

エ 科目別上級鑑識技能検定（写真）

オ 科目別上級鑑識技能検定（鑑識科学）

カ 総合上級鑑識技能検定（以下「総合上級検定」という。）

(3) 刑事部長は、技能検定を実施するときは、その日時、場所その他必要な事項を所属（福岡県警察本部の課、警務部監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部庶務課、北九州市警察部機動警察隊、警察学校並びに警察署をいう。以下同じ。）の長（以下「所属長」という。）に通知するものとする。

3 受検者の報告

(1) 所属長は、2の(3)の規定による通知を受けたときは、技能検定の受検者を決定し、2の(2)に掲げる技能検定の区分ごとに、鑑識技能検定受検申請書（様式第1号）により刑事部長に報告しなければならない。この場合において、当該受検者が総合上級検定の受検者であるときは、総合上級鑑識技能検定内申書（様式第2号）を添付するものとする。

(2) 所属長は、(1)の規定により受検者を決定するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 初級検定に合格していない警察官については、できるだけ速やかに初級検定を受検させること。

イ 専ら犯罪鑑識の業務に従事する警察職員については、総合上級検定を受検させること。

ウ イに規定する警察職員以外の警察官のうち次に掲げるものについては、積極的に総合上級検定を受検させること。

(ア) 刑事部又は暴力団対策部の警察官で捜査に従事するもの

(イ) 警察署において刑事部又は暴力団対策部の分掌事務を所掌する係の警察官で捜査に従事するもの

(ウ) 鑑識代行者

エ イ及びウに規定する警察職員以外の警察官で捜査に従事するものについては、2の(2)のイからオまでに掲げる技能検定(以下「科目別上級検定」という。)のうち当該警察官の職務内容と関係が深いと認めるものを受検させること。

#### 4 受検対象者

技能検定の受検対象者は、次に掲げる技能検定の区分に応じ、それぞれに定める者とする。

(1) 初級検定 次のいずれかに該当すること。

ア 初任補修科に入校中の者

イ 警察学校における警察行政職員初任科の課程を修了し、1年以上経過している者

ウ 疾病その他の理由により初級検定を受検することができなかった者

エ 初級検定を不合格になった者

(2) 科目別上級検定 初級検定に合格した日から、1年以上経過している者

(3) 総合上級検定 科目別上級検定の全てに合格している者であって、所属長が適当と認めるもの

#### 5 技能検定の方法

(1) 初級検定は、筆記試験及び実地試験により実施する。この場合において、筆記試験は、記述式、択一式又はこれらの併用で実施する。

(2) 科目別上級検定は、実地試験により実施する。

(3) 総合上級検定は、総合上級鑑識技能検定内申書その他の資料に基づく審査により実施する。

#### 6 技能検定の合格基準

(1) 初級検定は、1科目を100点満点とし、平均点60点以上を得た受検者を合格とする。ただし、40点未満の科目があるときは、不合格とする。

(2) 科目別上級検定は、それぞれ500点満点とし、300点以上を得た受検者を合格とす

る。ただし、出題された項目のうち40点未満の項目があるときは、不合格とする。

(3) 総合上級検定は、審査の時点において明らかに鑑識実務に精通していると認められる受検者を合格とする。

## 7 結果の報告

刑事部長は、技能検定を実施したときは、初級鑑識技能検定成績表（様式第3号）又は科目別上級鑑識技能検定成績表（様式第4号）により、その結果を本部長に報告しなければならない。

## 8 合格者の通知

刑事部長は、技能検定の合格者については、鑑識技能検定合格者名簿（様式第5号）により当該合格者の属する所属の所属長に通知するものとする。

## 9 他の機関の職員に対する技能検定

刑事部長は、他の機関から技能検定の委託を受けたときは、警察庁訓令及びこの内訓を準用して当該機関の職員に対する技能検定を実施することができる。

## 10 他の警察機関が行った技能検定の効力

他の警察機関が警察庁訓令に基づいて実施した技能検定に合格した者は、この内訓による技能検定に合格した者とみなす。

## 11 合格者の管理

刑事部鑑識課に、鑑識技能検定合格者名簿を備え付け、常に技能検定の区分ごとに合格者の状況を明らかにしておかなければならない。

## 12 関係書類の保存

刑事部鑑識課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
鑑識技能検定合格者名簿	鑑識技能検定合格者名簿	長期
鑑識技能検定成績表	初級鑑識技能検定成績表	3年
	科目別上級鑑識技能検定成績表	
鑑識技能検定	鑑識技能検定受検申請書	用済後廃棄
	総合上級鑑識技能検定内申書	

## 13 細目的事項に関する委任

この内訓に定めるもののほか、技能検定の実施に関し必要な細目的事項は、刑事部長が別に定める。